

職 務 内 容 書

1. 法人名 公益財団法人 J K A

2. 法人の概要

(1) 設立 平成19年8月23日

(2) 事業内容

① 補助関係

- ・ 自転車、小型自動車その他の機械に関する振興事業への補助
- ・ 体育、医療、文教その他公益の増進を目的とする事業への補助

② 競輪関係

- ・ 選手、審判員、自転車の登録、検車員の認定
- ・ 競輪の実施方法の制定
- ・ 選手の育成、訓練、出場あっせん
- ・ 競輪に関する広報宣伝、調査、企画等
- ・ 競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車の競走前の検査、競輪審判等の競輪競技運営業務
- ・ 車券発売等の業務、開催宣伝の業務等の競輪開催業務
- ・ 競輪情報システムの研究開発
- ・ 競輪情報システムの運用管理

③ オートレース関係

- ・ 選手、審判員、競走車の登録
- ・ オートレースの実施方法の制定
- ・ 選手の育成、訓練、出場あっせん
- ・ オートレースに関する広報宣伝、調査、企画等

④ その他

- ・ 自転車競技スポーツの競技者の養成及び愛好家層の拡大
- ・ 自転車競技スポーツの普及及び振興

(3) 職員数 688名（平成29年4月1日現在）

3. 常勤理事の職務概要

(1) 主な職務内容

- ① 法令及び本財団定款の定めにより、理事会を構成して業務（事業、予算、人事等）を総括する役割を担うこと。
- ② 重要な経営方針の立案に参画するとともに、全体の業務に関する総合調整をすること。
- ③ 財団の業務を掌握し、職員を指揮監督・指導して業務を推進すること。
- ④ 主務官庁である内閣府、経済産業省その他関係団体と折衝すること。
- ⑤ 理事会・評議員会、組織等に関する業務に参画すること。

(2) 必要な資格

- ① 本財団の事業目的を達成するため、経験等に基づく折衝力・調整力・リーダーシップを発揮して、内閣府、経済産業省その他関係団体と連携して事業の円滑な推進を図り、関係者への指導、助言を的確に行うことができる十分な能力を有していること。
- ② 組織の内部統制、コンプライアンス等について知見・経験を有し、職員を指導・監督する能力を有していること。
- ③ 公益財団法人として、中立性・公平性が不可欠であり、周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができるなど、高度な倫理観を有し、人格高潔であること。
- ④ 心身共に健康であり、就任時において、原則として63歳未満であること。
ただし、当財団の業務遂行上、当人の知見が特に必要と認められる場合には、年齢制限を問わない場合もあります。

(3) 欠格事項

「公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成18年法律第49号）」第6条第1号の理事等欠格事項に該当する場合は、理事となることはできません。

(4) 勤務条件及び報酬等

- ① 勤務地：法人所在地（本部、伊豆事業所、各地区本部、有明事業所）
- ② 勤務時間等：役員であることから勤務時間等の定めはありませんが、常勤職員と同様に、毎週月曜日から金曜日の9時30分から17時30分までの勤務を原則とします。（事業所により毎週月曜日から金曜日の9時00分から17時00分までの勤務を原則とする場合があります。）
- ③ 報酬：当財団の「役員及び評議員の報酬等に関する規程」によります。
- ④ 退職金：当財団の「役員退職慰労金支給規程」によります。
- ⑤ 福利厚生：社会保険、健康診断

(5) その他

当財団の規程等に定めるところによります。

参考)

- ・自転車競技法 第 33 条（役員及び職員の公務員たる地位）

競輪関係業務に従事する競輪振興法人の役員及び職員は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

- ・小型自動車競走法 第 37 条（役員及び職員の公務員たる地位）

小型自動車競走関係業務に従事する小型自動車競走振興法人の役員及び職員は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。